

第3章 株式業務

- 第1節 取引の種類と株式の売買
- 第2節 売買の受託
- 第3節 注文の執行と決済（受渡し）
- 第4節 金融商品取引所における株式の売買
- 第5節 上場株式等の取引所金融商品市場外での売買
- 第6節 株式ミニ投資（ミニ株）
- 第7節 株式の上場
- 第8節 外国株式の取引
- 第9節 証券投資計算
- 第10節 権利付相場・権利落相場の計算
- 第11節 株式の受渡金額計算

第1節 取引の種類と株式の売買（★★）

株式の取引は、売買される株式の上場区分と売買される場所によって区別することができます。株式の上場区分とは、株式が取引所に上場しているか否かの区分をいい、売買される場所とは、株式が取引所内で売買されるのか取引所外で売買されるのかの区分をいいます。

1 取引所売買

取引所売買は株式売買注文を取引所市場に集中させ、大量の株式需給を合致させることによって株式の市場流通性を高め、また、より公正な株価の形成を期するものです。

取引所で売買される株式は上場制度がとられており、株式の発行会社からの上場申請と取引所の適格性審査を経て、内閣総理大臣への届出が必要になります。取引所で成立した取引価格（最高・最低及び最終価格）は、毎日、取引所によって公表されています。

2 取引所（市場）外売買

上場株式等の取引所市場外での売買。

3 店頭取引

店頭取引の概念には「有価証券の上場区分にかかわらず取引所の外（金融商品取引業者の店頭）で売買される取引」および「取引所に上場していない有価証券の取引」の2つがあります。

取引所に上場していない有価証券である「店頭有価証券」には一定レベル以上の開示等が要件とされている「店頭取扱有価証券」、「店頭取扱有価証券以外の店頭有価証券」（いわゆる青空銘柄）に分けることができます。

さらに、店頭取扱有価証券の中には、金融商品取引業者が自ら銘柄の審査を行い、気配の提示等を行ったうえで投資勧誘ができるフェニックス銘柄があります。

4 取引所の種類

わが国では、有価証券を売買する場所として、東京証券取引所（東証）・大阪証券取引所（大証）・名古屋証券取引所（名証）・福岡証券取引所（福証）・札幌証券取引所（札証）があります。大阪証券取引所は東証のデリバティブ市場を大証のデリバティブ市場に統合することになり大阪取引所に変更になりました。

●株式業務

	本則市場		新興市場
東京証券取引所	市場第一部	市場第二部	マザーズ JASDAQ
名古屋証券取引所	市場第一部	市場第二部	セントレックス
福岡証券取引所	本則市場（一部、二部区別なし）		Q-Board
札幌証券取引所	本則市場（一部、二部区別なし）		アンビシャス

※東証には、プロ投資家向け株式市場「TOKYO PRO Market」があります。

5 売買の形態

株式の売買形態は、大きく次のように区別されます。

自己取引	金融商品取引業者が 自己の計算 で行う売買のこと
委託取引	顧客からの売買注文を、 顧客の計算 において 金融商品取引業者の名 をもって行う取引で、売買を委託されて執行することから委託取引という。
売買の代理	顧客からの売買注文を、顧客の名をもって金融商品取引業者が代理人であることを明示して行う取引。公開買付（TOB）時に金融商品取引業者が公開買付代理人となって執行する取引がこれに当たる。
売買の媒介	株式の売買に際し、売手と買手の間にあつて売買の成約に尽力する行為。金融商品取引業者が顧客からの要請により取引所市場外において売買の仲立ちを行うことなどがこれにあたる。

練習問題

【問題 1】

次の文章のうち、正しいものには○、正しくないものには×をつけなさい。

1. 取引所で売買する株式は、上場制度がとられており、株式の発行会社からの上場申請と取引所の適格性審査を経て、内閣総理大臣への届出が必要になる。
2. 日本では、東京、名古屋、福岡、札幌に取引所金融商品市場が開設されている。
3. 自己取引とは、顧客からの売買注文を、顧客の計算において金融商品取引業者の名をもって行う取引のことである。
4. 店頭有価証券には、一定レベル以上の開示等が要件とされている「店頭取扱有価証券」と「店頭取扱有価証券以外の店頭有価証券」に分けることができる。

解答

【問題 1】

1. ○
 2. ○
 3. × 問題文は、委託取引のことである。
 4. ○
-

第2節 売買の受託（★★★）

有価証券の売買等の受託に当たっては、投資者保護及び不公正取引防止等のコンプライアンス上の観点から様々な確認義務が設けられています。

投資者保護の観点からは、取引に応じてそれぞれ取引開始基準、契約締結前の書面交付義務、確認書徴求義務等を設けて、適正な投資勧誘を行うことが求められています。注文の執行、決済についても、注文伝票の作成、契約締結時等の書面の交付など、投資者保護の立場から種々の条件が付されています。

不公正取引防止の観点からは、売買等の受託時点で内部者（インサイダー）取引、仮名取引等法令諸規則で禁止された取引に該当しないよう、顧客属性の確認を行うことが求められています。

1 顧客の住所、氏名等の調査と取引時確認及び個人番号の提示

金融商品取引業者は、有価証券の売買その他の取引を行う顧客について、氏名、住所、連絡先などを記載した「**顧客カード**」の整備を義務付けられています。また、顧客との取引を開始する際など犯罪収益移転防止法が定める場合について、顧客から本人確認書類の提示を受けるなどにより、**本人確認**を行うことになっています。さらに、犯罪収益移転防止法の改正により、取引を行う目的や職業などの確認も行わなければならなくなりました。

また、マイナンバー法及び所得税法等により、金融商品取引業者と取引する顧客は、個人番号（マイナンバー）確認書類を提示しなければなりません。

2 投資勧誘

投資勧誘に当たっては、顧客の**投資経験、投資目的、資力等**を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならず（**適合性の原則**に基づく投資勧誘）、また、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるものとされています。

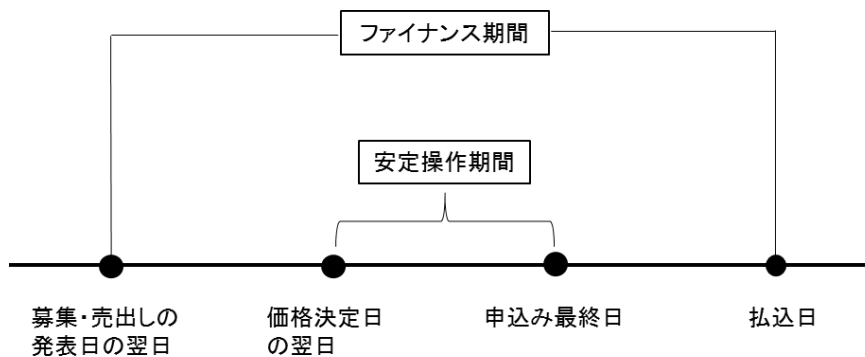
また、金融商品取引契約を締結しようとするときは、**あらかじめ**、顧客に対し、これらの取引の概要、手数料・報酬等、相場の変動等により損失の生じるおそれがあること、その損失が預託すべき委託証拠金等の額を上回るおそれがあること及び顧客の注意を喚起すべき事項等を記載した書面（**契約締結前交付書面**）を交付しなければなりません。

なお、投資者保護の観点から問題のない場合（過去に書面交付している場合など）は、契約締結前交付書面の交付義務の**適用除外**となります。

3 安定操作期間中の受託

金融商品取引法では、上場金融商品等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもって、金融商品市場における一連の有価証券売買等又はその申し込み、委託若しくは受託をする行為を相場操縦的行為として禁止しています。しかし、例外として、有価証券の募集・売出しを円滑に行う目的で、買支え等の売買を行って価格の安定を図る取引については、一定の要件のもとで認められています。これを**安定操作取引**といいます。

安定操作取引のできる期間を**安定操作期間**といい、一般に**募集・売出しの価格決定日の翌日から募集・売出しの申込み最終日まで**をいいます。また、募集・売出しの発表日の翌日から払込日までの期間を一般に**ファイナンス期間**といい、この期間中は作為的相場形成が行われるおそれのある注文でないかなど、受注・執行の管理に注意を払う必要があります。



4 空売り規制

空売りとは、保有していない株券や借りてきた株券の売付けを行うことをいいます。例えば、株価が下落することを予想し、株券を借りて直近の取引所の公表する価格を下回った株価で売却しようとする取引は、相場下落につながる可能性があるため規制されています。

金融商品取引業者は、顧客から有価証券の売買の売付けの注文を受ける場合は、その売付けが**空売りであるか否かの別**を確認しなければなりません。顧客においても、金融商品取引業者に対して空売りか否かの別を明らかにする義務があります。また、金融商品取引業者は、自己の計算による売付け、顧客から受託する売付けが空売りに該当する場合、取引所金融市場で行う空売りは取引所に明示しなければなりません。

練習問題

【問題 1】

次の文章のうち、正しいものには○、正しくないものには×をつけなさい。

1. 金融商品取引業者は、有価証券の売買その他の取引を行う顧客について、氏名、住所、連絡先などを記載した「顧客カード」の整備を義務付けられている。
2. 投資勧誘に当たっては、顧客の年齢、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。
3. 金融商品取引契約を締結しようとするときは、同時に、顧客に対し、これらの取引の概要、手数料・報酬等、相場の変動等により損失の生じるおそれがあること、その損失が預託すべき委託証拠金等の額を上回るおそれがあること及び顧客の注意を喚起すべき事項等を記載した書面を交付しなければならない。
4. 投資者保護の観点から問題があるかないかに関係なく、顧客への契約締結前交付書面の交付義務は必ず課せられる。
5. 募集・売り出しの価格決定日の翌日から募集・売出しの申込み最終日までを一般にファイナンス期間といい、この期間中は、受注・執行の管理に注意を払う必要がある。
6. 金融商品取引業者は、顧客から有価証券の売買の売付けの注文を受ける場合は、その売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。
7. 金融商品取引業者は、自己の計算による売付け、顧客から受託する売付けが空売りに該当する場合、取引所金融市場で行う空売りは取引所に明示しなければならない。

解答

1. ○
 2. × 投資勧誘に当たっては、顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。
 3. × 「同時に」ではなく「あらかじめ」契約締結前交付正面を交付しなければならない。
 4. × 投資者保護の観点から問題のない場合（過去に書面交付している場合など）は、契約締結前交付書面の交付義務の適用除外となる。
 5. × 問題文は安定操作期間のこと。募集・売出しの発表日の翌日から払込日までの期間を一般にファイナンス期間という。
 6. ○ 空売りは、相場の下落につながる可能性があるため規制されている。
 7. ○
-

第3節 注文の執行と決済（受渡し）（★★★）

1 委託注文内容の確認

株式の委託注文は、取引所では、受託契約準則で顧客が金融商品取引業者（取引参加者）に有価証券の売買の委託の都度、指示すべき事項を定めています。

- ・ 売買の種類
- ・ 銘柄
- ・ 売付け又は買付けの区別
- ・ 数量（売買の単位）
- ・ 値段の限度（指値注文・成行注文）
- ・ 売付け又は買付けを行う売買立会時（寄付き、引け、ザラ場）
- ・ 委託注文の有効期間（本日中・今週中など）
- ・ 現物取引又は信用取引の別

値段の限度の指定方法には、値段の限度（売りの場合は下限、買いの場合は上限）を指定する**指値**、指定しない**成行**があります。

また、信用取引口座を有する顧客が、信用取引により行おうとする旨の指示を行わなかった場合には、その売買は信用取引によることができないと規定しています。

2 注文伝票の作成

金融商品取引業者は、顧客から売買を受託した場合、注文伝票を作成しなければなりません。なお、一定の要件のもとに注文伝票を電磁的記録（コンピュータへの直接入力）により作成することもできます。注文伝票の記載事項は以下の通りです。

- ・ 自己または委託の別
- ・ 顧客からの注文の場合には当該顧客の氏名又は名称
- ・ 取引の種類
- ・ 銘柄
- ・ 売付け又は買付けの別
- ・ 受注数量
- ・ 約定数量
- ・ 指値又は成行の別
- ・ 受注日時
- ・ 約定日時
- ・ 約定価格

3 契約締結時交付書面の作成

顧客からの注文が執行され、売買が成立した場合、金融商品取引業者は内閣府令で定めるところにより**契約締結時交付書面**を作成し、**遅滞なく**顧客に交付しなければなりません。

契約締結時交付書面の交付等に代えて、顧客から書面又は電磁的方法による承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができます。電磁的方法により提供した場合は、金融商品取引業者は契約締結時交付書面を交付したものとみなされます。

＜契約締結時交付書面の共通記載事項＞

- ・商号、名称又は氏名 ・営業所又は事務所の名称 ・解約又は払戻しの概要
- ・契約の成立、解約又は払戻しの年月日 ・契約、解約又は払戻しに係る手数料
- ・顧客の氏名又は名称 ・連絡する方法

＜金融商品ごとの契約締結時交付書面の記載事項＞

1.有価証券の売買その他の取引等の共通記載事項

- ・自己又は委託の別 ・売付け又は買付けの別 ・銘柄 ・約定数量
- ・単価 ・対価の額 ・約定数量 ・顧客が支払うこととなる金銭の額
- ・計算方法 ・取引の種類及び取引の内容を的確に示すために必要な事項

2.有価証券の売買その他の取引等の記載事項の特則

有価証券の売買であるときは、前述 1 に掲げる事項に加え、現金取引又は信用取引の別、信用取引に係るものであるときは、弁済期限及び新規又は決済の別

4 受渡し

株式を売買したとき顧客が買付代金を渡して株券を受け取り、又は株券を渡して売付代金を受け取り決済することを「受渡し」といいます。

取引所において普通取引で売買したときの受渡しは、**売買成立の日から起算して 3 営業日**目の日に行われます。

5 株式の売買に係る手数料

金融商品取引業者は株式売買注文が成立したときに顧客より委託手数料を受け入れます。顧客が金融商品取引業者を通じて株式の売買を行う際の形態としては、主に**委託取引**（金融商品取引業者が売買を委託されて取引を執行する取引）と**仕切取引**（取引所市場外で金融商品取引業者が顧客と直接相対売買する取引）の 2 形態に分類できます。

委託取引	かつては取引所の定める「受託契約準則」により売買代金に応じて規定されていたが、現在は 完全自由化 が実施されている。
仕切取引	顧客との合意により定められた手数料を徴収する場合と、売買値段に手数料相当分を含めて約定することにより手数料を別途徴収しない場合がある。

練習問題

【問題 1】

次の文章のうち、正しいものには○、正しくないものには×をつけなさい。

1. 取引所では、受託契約準則で顧客が金融商品取引業者に有価証券の売買の委託注文をする際、「委託注文の有効期間」を指示することとされている。
2. 金融商品取引業者が注文伝票を作成するのは、顧客から株式の売買注文を受託し、その注文に係る売買が成立した場合に限られる。
3. 「営業所名」は、注文伝票に記載すべき事項とされる。
4. 顧客からの注文が執行され、売買が成立した場合、金融商品取引業者は内閣府令で定めるところにより契約締結時交付書面を作成し、遅滞なく顧客に交付しなければならない。
5. 金融商品取引業者は、顧客から書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。
6. 東京証券取引所における上場株式の普通取引において、木曜日に約定が成立した場合には、原則として翌週の月曜日に決済を行うこととされている。
7. 株式の売買に係る委託手数料は、自由化されている。

【問題 2】

次のうち、「契約締結時交付書面」に記載すべき事項として正しいものには○、正しくないものには×をつけなさい。

1. 自己又は委託の別
2. 手数料
3. 指値又は成行の別
4. 売付け又は買付の別
5. 営業所名

解答

【問題 1】

1. ○
2. × 顧客から株式の売買注文を受託した場合は、売買成立にかかわらず必ず注文伝票は作成しなければならない。
3. × 「営業所名」を記載すべきなのは、「契約締結時交付書面」である。
4. ○ 遅滞なく顧客に交付しなければならない。
5. ○ 電磁的方法により提供した場合は、金融商品取引業者は契約締結時交付書面を交付したものとみなされる。
6. × 普通取引による上場株式の受渡しは、約定日（売買成立日）から起算して3営業日の日なので、翌週の火曜日となる。（土日、祝日はカウントしない）
7. ○

【問題 2】

1. ○
 2. ○
 3. × 注文伝票の記載事項である。
 4. ○
 5. ○
-

第4節 金融商品取引所における株式の売買（★★★）

取引所における株式の売買については、決済日の違いにより、「普通取引・当日決済取引・発行日決済取引」に区分でき、金融商品取引業者あるいは証券金融会社による信用供与の有無により、「現物取引と信用取引」に区分できます。

さらに、売買立会いによるか否かにより、「立会内売買と立会外売買」に区分することができます。

1 決済日の違いによる区分

普通取引	もっとも一般的な取引で、売買契約締結の日から起算して3営業日目に決済を完了させる取引。
当日決済取引	売買契約締結の日に決済を行う取引。
発行日決済取引	内国株券の発行者（企業）が株主割当により新たに発行する株券を対象にした取引。

2 信用供与の有無による区分

現物取引	売買を行おうとする人あるいは法人が、自己の有する有価証券の売却あるいは自己の資金を用いての有価証券の買付けを行うときの取引。
信用取引	投資家が金融商品取引業者から、あるいは金融商品取引業者が証券金融会社から、買付代金の貸付けを受けて有価証券の買付けを行うとき、あるいは有価証券の貸与を受けて売付けを行うときの取引。

3 売買立会いによるか否かの区分

(1) 立会内売買（立会市場における売買）

立会内売買における売買方法は競争売買（オークション方式による売買）があります。これは投資家の売り・買いの注文を銘柄ごと値段ごとに集計し、最も低い値段の売り注文と最も高い値段の買い注文が合致して約定するという個別競争売買によって行われる売買です。

(2) 立会外売買（立会市場以外の市場における売買）

立会外売買とは、立会内売買のように個別競争売買によらず、そのほとんどは売方と買方が価格・数量・決済日等について合意のうえ、クロス取引で約定を成

立させる売買取引です。上場株式（内国株式及び外国株式）だけでなく、**新株予約権付社債、ETF、J-REIT**等についても取引対象になります。

立会外売買の取引手法は以下のように区分することができます。

立会外単一銘柄取引	単一銘柄のクロス取引
立会外バスケット取引	15 銘柄以上 で構成され、かつ、 総額 1 億円以上 のポートフォリオについて利用できる取引。
終値取引	終値または VWAP（売買高加重平均価格） に基づいて行う取引。
自己株式立会外買付取引	株式発行会社が自己株式を取得するための取引。